

公益法人ハイデルベルク大学日本学研究所後援会定款

(2009年7月10日改訂)

第1条 会の名称

本会の名称は、以下のものとする。

(ドイツ語) Förderer- und Alumni-Netzwerk der Japanologie Heidelberg
(略号: FANJaH)

日本名: ハイデルベルク大学日本学研究所後援会

英語名: Friends and Alumni of Japanese Studies at Heidelberg University

本会は、ハイデルベルク大学日本学科に関わる友好関係者、後援者また卒業生及びかつて在籍した者の会である。

本会は、公益法人として登録される。登録完了後は「公益法人」(ドイツ語略: e.V.)を加え、正式名称とする。

第2条 所在地

本会の所在地は、ハイデルベルクとする。

第3条 会の目的

- (1) 本会は、税務規則 (Abgabenordnung=A0) における「免税目的」項目に直接的に則った公益的・学問的目的のみを追求する。
- (2) 本会は、私的利益を追求せず、会自身の利益のための経済活動は行わない。本会の支出は定款に合致したもののみ認める。
- (3) 本会は、ハイデルベルク大学日本学科の卒業生等間の連絡網の構築とその維持管理を目的とする。そのため、本会は連絡交流関係推進の他、大学および日本学研究所の現状、かつての勉学・研究の場であるハイデルベルクについて、更に教育・研修と情報関係の諸状況などを会員に定期的に情報提供する。
〔公〕ハイデルベルク大学日本学研究所後援会は、常に会員の拡大のために配慮を怠らない。〔公〕ハイデルベルク大学日本学研究所後援会は、研究・勉学と職業的実践の有機的関連付けに努力する。その意味で、本会は卒業生との協力において、実習の機会、職業選択、就職、起業のための機会提供を推進する。
- (4) 本会は、さらに以下の諸事項を通じて、ハイデルベルク大学日本学研究所の利益と専門関心事項の実現を支持する。
 - a. 財政的に許される範囲で「日本研究のためのハイデルベルク資料集」その他の出版を負担する。
 - b. 日本研究の枠内における特定の学問的企画への資金援助。
 - c. 日本学研究所図書館のための書籍、雑誌その他の定期購読などへの支援。
 - d. 日本学研究所の活動を増強するための機材・器具への支援。
 - e. その他、総会が認めた目的に沿った企画。
- (5) 本会の会員は、自由意志による相互援助をその義務とする。

- (6) 本会は、何人にたいしても会の目的に合致しない支出、または不当に高額な報酬による利益提供をしてはならない。会員は会の資金から財政的な援助を受けることはない。

第4条 会員

- (1) (公)ハイデルベルク大学日本学研究所後援会の会員は、第一義的に日本学科の友好関係者、卒業生とかつての教職員および学生からなる。本会は、自然人および法人に開かれたものである。自然人の場合、満18歳以上でなければならない。入会については、これを役員会が決定する。その際、少なくとも2名の役員賛成を必要とする。
- (2) 本会には、正会員と賛助会員がある。賛助会員は、法人も含まれる。
- (3) 会員資格は、文書による入会申込書を役員会が認めることによって有効となる。入会希望者は、入会許可とともに本定款と総会決議事項を承認するものとする。役員会は、入会不許可の場合、ありうる拒否理由を公表する義務を負わない。
- (4) 会員資格は、任意による退会、除名、死亡または会員名簿からの削除によって無効となる。
- (5) 自然人および法人の賛助会員としての入会許可は、役員会の提案に基づき総会が決定する。
- (6) ハイデルベルク大学中途退学者の正会員としての入会許可も同様に総会によって決定される。その不許可の場合は、ありうる拒否理由が知らされなければならない。

第5条 会費

- (1) (公)ハイデルベルク大学日本学研究所後援会の会員は、会費を納めなければならない。
- (2) 各会員は、年会費を納入するものとする。会費の額および累級は、総会の単独過半数によって決定される。
- (3) 会費は、各暦年の第一四半期末までに納入されなければならない。

第6条 退会

任意による退会は、暦年末にのみ可能であり、書留による文書によって9月30日までに役員会に届けなければならない。退会承認前は、定款に定める義務を履行しなければならない。

第7条 会員名簿からの削除

役員会による会費免除あるいは支払い期限の延期許可なしに、連続2年間会費の納入がない場合、役員会の決定に従って会員名簿から削除される。

第8条 再入会

退会した会員は、再度入会を申し込むことによって、入会を許可されることができる。会費未納によって名簿削除となった会員は、役員会が決定する一定の額を納入した後、再入会申込みによって入会を許可されることができる。

第9条 除名

- (1) 重大な理由が存在する場合、役員会は会員を除名することができる。
- (2) 以下のことは、特に除名理由となる。
 - a. 本会の定款および利益に反した場合、また会の諸機関の決定や指示に反した場合。
 - b. 会の内外において不名誉な行為があった場合。
- (3) 除名は、役員会の1名より、その理由を付帯して文書によって提案されなければならない。
- (4) 役員会は、当該会員から事情を聴取し、当該会員に理由を付帯した決定を文書によって伝えなければならない。除名は、当該会員に交付されることによって有効となる。役員会のそのような決定に対して、当該会員は異議申し立ての権利を有する。異議申し立ては、除名通知交付から4週間以内に文書によって役員会に届けられなければならない。異議申し立ての承認、不承認については、次の総会の単純過半数によって決定される。その手続き中、当該会員の会員としての全権利は一時停止される。年会費の納入の義務は変わりなくある。

第10条 会員の権利と義務

- (1) 会員は、定款目的を達成する上において、会および特にその執行機関を支持しなければならない。会員は、会の名誉や目的を損なうことをしてはならない。
- (2) 会員は、会の催し物に出席する権利を有する。正会員は、総会において同等の議決権を持つ。議決権の委譲は、他の会員による代理権に限られる。第16条の(6)および(7)を参照のこと。

第11条 会の機関

本会の機関は以下のものである。

- a. 役員会
- b. 総会

第12条 役員会の構成

- (1) (公)ハイデルベルク大学日本学研究所後援会の役員会は、総会で選出された最低3名、最高5名までの会員によって構成される。
- (2) 役員会の構成は、以下のものである。
 - (a) 会長
 - (b) 副会長

- (c) 会計
 - (d) 必要に応じた2名までのその他の役員
- (3) 役員会は、そのうち1名を書記とする。

第13条 役員会の任務

- (1) 会長および副会長は、業務執行役員である。両役員は、法的小よびその他の場合でも、総会の承認の範囲内で会を代表する。(民法 -BGB- 第26条第2項) 2名のうちどちらも単独で会を代表する権限を有する。両者のうち会長が第一代表権を有する。
- (2) 役員会は名誉職として、会の業務を遂行し、資産を管理する。総会の決議事項を実行することは、役員会の責務である。
- (3) 役員は、その任務を遂行するために、会員の協働を指示することができる。特に、役員会は会の刊行物の実現に従事する。会員を編集委員に指名できる。
- (4) 役員会は、業務執行規則を持つものとする。
- (5) 役員会は、必要に応じて、また最低年1回招集されなければならない。

第14条 役員を選出

- (1) 役員は、総会において推挙され、選出される。任期は2年とする。旧役員は、新役員就任までその任務を継続する。日本学科の管理職である会員も役員に選出されることができる。
- (2) それぞれの役員は、後任の選出とともにその任務を終了する。また、会員資格の停止、解任または辞任と同時に、役員資格の効力を失う。ありうべき任意の辞任の際は、他の役員に文書によって通知されなければならない。
- (3) ある役員任期前の退任または長期にわたる任務遂行不可能の場合、残された役員は次の通常総会までの間、代理役員を任命することができる。
- (4) 再任は、これを妨げない。

第15条 役員会の議決

役員会は、役員全員が招集され、役員過半数の出席によって議決権を有する。決議は、単純多数決とする。可否同数の時は、会長または議長である役員が決定する。

第16条 通常総会

- (1) 通常総会は、正会員によって構成される。通常総会出席のためには、期限にみあった会費の納付がなされていなければならない。
- (2) 通常総会は、年度内に、E-メールで、4週間前までに、総会議事日程とともに、役員会によって招集されなければならない。E-メールを使用しない会員は、その由を役員会に通知しなければならない。その場合、招集は郵送によるものとする。

- (3) 総会の議長は、会長とする。会長に支障がある場合、副会長が議長を務める。副会長にも支障がある場合は、総会の最初に議長を決定する。
- (4) 定款に定められる手続きによって招集された総会は議決権を有する。
- (5) 通常総会は、単純過半数によって決議する。棄権の場合と無効票は考慮されない。定款の変更は、3分の2の多数決を必要とする。
- (6) 各正会員は、総会において同等の議決権を有する。
- (7) 総会に出席した正会員は、それぞれ一票の議決権を有する。総会欠席の正会員は、文書による全権委任状によって他の会員を代理とすることができる。出席正会員は、3票までの全権委任状を引き受けることができる。
- (8) 個人に直接関わる議決事項に際して、当該会員は議決に参加することができない。
- (9) 通常総会の討議内容と議決について、議長と書記の署名がされた議事録が作成されなければならない。

第17条 通常総会の任務

- (1) 通常総会は、以下の事項について単純過半数によって決議する。
 - (a) 役員解任
 - (b) 役員選出
 - (c) 2名の会計監査役の選出（任期2年）
 - (d) 会費についての決定
 - (e) 議事項目・日程
 - (f) 論文の出版や学問的業績への報酬など個人に関わる決定以外、票決は公開のものとする。
- (2) 以下の議決は、投票数の3分の2以上を必要とする。
 - (a) 定款の変更
 - (b) 会の解散

第18条 議案の発議

普通会员の総会への議案発議は、少なくとも総会の14日前までに、簡単な理由を添えて、文書によって役員会に提出されなければならない。

第19条 臨時総会

- (1) 役員会は、臨時総会を招集することができる。また、少なくとも全会員の3分の1の会員が文書によって臨時総会を請求した場合、臨時総会が招集されなければならない。
- (2) 臨時総会は、少なくとも全会員の半数の出席によって成立する。議決権が成立しなかった場合、2週間以内に再招集されなければならない。再招集された総会は、議決権を有する。
- (3) 臨時総会の議決は、通常総会と同等の効力を持つ。

第20条 会の解散

- (1) 会の解散は、定款に従って招集された総会の決議によって可能である。その総会は、少なくとも全会員の半数より1名以上多くの出席が必要であり、かつ出席者の3分の2の賛成を必要とする。保留票は考慮されない。
- (2) 議決権が成立しなかった場合、2週間以内に総会が再招集される。再招集された総会は議決権を有し、出席会員の3分の2の多数決によって解散が決定される。
- (3) 会の解散または活動停止またはそれまでの目的が消滅した場合、ありうる残された会の資産は、税務規則第55条による免税目的に従って、直接ハイデルベルク大学日本学科の用に供される。資産の使用に当たっては、税務署の同意がなければならない。

第21条 データ保護

- (1) 印刷された、またはコンピュータ上にある個人に関わるデータは、役員会および会員によって定款第3条に定める目的のためにのみ使用することができる。
- (2) 当該者の許可なく営業などのために個人に関わるデータを第三者に渡すことを禁止する。
- (3) 個人に関わるデータは第三者に印刷物、コンピュータ上のものにかかわらず譲渡してはならない。
- (4) ある会員が規則に違反した場合、役員会は当該者のデータへのアクセスを禁止する権限を有する。重大な規則違反に際しては、役員会は当該会員を除名することができる。

第22条 事業年度

事業年度は、暦年とする。

第23条 定款の発効

現行の定款は、2009年5月5日の創立総会において、規定通り3分の2以上の多数によって決定された。この定款は、ハイデルベルク地方裁判所における公益法人登録の日をもって、その効力を発揮する。

この定款は、2009年5月5日に成立し、2009年7月10日の総会決議によって変更された。